

みやぎNPO情報ネット再開発業務企画提案募集要領

この要領は、みやぎNPO情報ネット再開発業務を委託するに当たり、業務の企画提案を広く募集し、総合的な審査により受託予定者を選定するための必要な事項を定める。

1 募集事項

(1) 案件名

みやぎNPO情報ネット再開発業務

(2) 委託業務の目的及び内容

別紙「みやぎNPO情報ネット再開発業務委託仕様書」のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日（月）まで

(4) 事業費（委託上限額）

4,400,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

なお、この金額は契約金額の限度額を示すものであり、宮城県（以下「県」という。）がこの金額で契約することを確約するものではない。

2 応募資格

企画提案に応募できる者に必要な資格は、次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当しないこと。
- (2) 宮城県県税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (3) 本業務の募集開始時から企画提案提出時までの間、県の「物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領（令和2年4月1日施行）」に掲げる資格制限の要件に該当しないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てがなされていないこと（会社更生法に基づく更生計画認可の決定を受けている者を除く。）。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないこと（民事再生法に基づく再生計画認可の決定を受けている者を除く。）。
- (6) 政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条に規定するもの）に該当しないこと。
- (7) 宗教団体（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条の規定によるもの）に該当しないこと。
- (8) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）別表各号に規定する措置要件に該当しないこと。
- (9) 当該業務の円滑な履行ができる体制が整備できること。
- (10) 共同提案による参加も認めるが、その場合は、全参加事業者が上記（1）～（9）を満たすこと。

さなければならない。また、県は代表事業者とのみ委託契約を行い、その他の参加事業者は代表事業者との委託契約（県との関係は再委託に該当）により業務を行うこと。なお、業務全体の進行管理及び取りまとめ等は代表事業者の責任において行うものとする。

3 スケジュール

	項目	年月日
(1)	企画提案募集に関する公告（環境生活部共同参画社会推進課及び出納局契約課のホームページへ掲載）	令和6年8月23日（金）
(2)	企画提案書作成等に関する質問受付期限	令和6年9月6日（金） 午後3時まで
(3)	企画提案書作成等に関する質問への回答期限	令和6年9月13日（金）
(4)	企画提案への参加申込期限	令和6年9月20日（金） 午後3時まで
(5)	企画提案書の提出期限	令和6年10月9日（水） 午後1時まで
(6)	一次審査（応募者多数の場合）	令和6年10月15日（火）
(7)	一次審査の結果（応募者多数の場合） プレゼンテーション審査の日程通知	令和6年10月18日（金）
(8)	プレゼンテーション審査	令和6年10月22日（火）（予定）
(9)	プレゼンテーション審査結果の通知	令和6年10月下旬（予定）
(10)	契約手続き	令和6年11月上旬（予定）

4 応募手続

(1) 企画提案書作成等に関する質問受付

イ 受付期限

令和6年9月6日（金）午後3時まで（必着）

ロ 質問方法

質問書（様式第1号）を用いて、電子メールにより下記アドレス宛て送付すること。

kyoshan@pref.miyagi.lg.jp

（県環境生活部 共同参画社会推進課 NPO・協働社会推進班）

ハ 回答方法

質問の回答は、令和6年9月13日（金）までに県環境生活部共同参画社会推進課ホームページに掲載する。ただし、質問又は回答の内容が質問者の提案事項に密接に関わるものについては、当該質問者に対してのみ回答する。また、質問内容によっては回答しない場合がある。

なお、電話や口頭による質問及び受付期限を過ぎてからの質問は受け付けない。

(2) 企画提案への参加申込

イ 提出書類

参加申込書（様式第2号） 1部

ロ 提出期限

令和6年9月20日（金）午後3時まで（必着）

ハ 提出方法

持参又は郵送

ニ 提出先

県環境生活部 共同参画社会推進課 NPO・協働社会推進班

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号（県行政庁舎13階南側）

ホ 留意事項

参加申込書の提出がなかった者からの企画提案書等の提出は受け付けない。

(3) 企画提案書の提出

イ 提出書類

(イ) 企画提案届出書（様式第3号） 1部

(ロ) 企画提案書（任意様式） 5部 ※電子データでも提出

(ハ) 企画提案応募資格に関する宣誓書（様式第4号） 1部

(ニ) 類似業務の受託実績（様式第5号） 5部

過去3年以内に実施した類似業務があれば記載すること。

(ホ) 業務経費見積書（任意様式） 5部

ロ 提出期限

令和6年10月9日（水）午後1時まで（必着）

ハ 提出方法

持参又は郵送（電子データは電子メール、CD-R等）

ニ 提出先

県環境生活部 共同参画社会推進課 NPO・協働社会推進班

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号（県行政庁舎13階南側）

電子メール：kyoshan@pref.miyagi.lg.jp

ホ 留意事項

(イ) 企画提案書はA4版片面印刷（電子媒体はPDF形式とする。）で30ページ以内とし、ページ番号を付すること。また、構成は、下記に沿って提案内容を明快にまとめたものとする。

なお、②サイト構成については、必ずイメージ画像を掲載すること。

No.	項目		記載内容	
I	表紙		委託業務名、事業者名	
II	目次		本文の各項目及び対応するページ番号	
III	本文	①	提案コンセプト	リニューアルサイトのコンセプト
		②	サイト構成	サイト内回遊を促進するとともに、NPO団体情報やマッチングページへ効果的に誘導する構成・デザイン
		③	ユーザビリティ、アクセシビリティ	利用者(NPO団体や県民等)、サイト管理者が使いやすいもの。また、視覚や聴覚に障害のある人、高齢者などを含めた全ての人が、ウェブサイト上で提供される情報にアクセスしやすいもの。
		④	情報発信・マッチング・検索機能	利用者の希望に応じた情報発信・マッチング・検索機能
		⑤	アクセス分析	サイト内の来訪者数や閲覧、デバイスなど、適切なアクセス分析
		⑥	サイトの運営・管理、セキュリティ、必要経費	サイトの運営・管理、セキュリティ、必要経費
		⑦	スケジュール及び実施体制	適切な業務スケジュール、業務実施に当たり、適切な人員・体制の確保
		⑧	その他	その他、独自提案事業等

(ロ) 業務経費見積書は、項目ごとに数量、単位、単価を明示し、費用の内訳、積算根拠が分かるように記載すること。また、消費税及び地方消費税額の金額を算出の上、合計金額を記載すること。

(4) 失格事由

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

イ 提出された企画提案書等に記載されている文字の判読が困難である場合、又は文意が不明である場合

ロ 本募集要領に従っていない場合

ハ 5(6)に示すプレゼンテーション審査に参加しなかった場合

ニ 同一の団体等が、2つ以上の企画提案書を提出した場合

ホ 企画提案方式による公正な企画提案の執行を妨げ、若しくは不正の利用を得るために連合した団体等が提出した場合

ヘ 次に該当する場合

民法(明治29年法律第89号)第90条(公序良俗違反)、第93条(心裡留保)、第94条(虚偽表示)又は第95条(錯誤)に該当する提案

(5) その他

- イ 企画提案書提出後の再提出及び差替えは、原則として認めない。ただし、県から内容の補完や不明点の確認等のため、追加書類の提出を求める場合がある。
- ロ 企画提案書等の提出を取り下げる場合は、速やかに取下願（様式第6号）を提出すること。
- ハ 取下願の提出があった場合も、既に提出された企画提案書は返却しない。
- ニ 審査は提出された企画提案書により行うが、提案書受付後、提案内容について説明を求めることがある。

5 企画提案の審査

(1) 受託予定者の選定

企画提案書の受領後、「みやぎNPO情報ネット再開発業務」企画提案に関する選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、応募者の企画提案内容を総合的に審査し、最も効果的かつ効果的な企画を提案した事業者1者を受託予定者として選定する。

なお、応募者多数の場合は、プレゼンテーション審査の前に選定委員会において一次審査（書面審査）を実施し、プレゼンテーション審査に参加できる上位3者程度を選定する。

(2) 審査方法

企画提案書等の審査を行い、各委員の評価点総計の平均が満点の6割以上を獲得した者のうち、順位点が最も高い提案を行った者を受託予定者として選定する。評価の結果、順位点の総計が最も高い応募者が複数ある場合は、各委員が採点した評価点が最も高い応募者1者を受託予定者として決定する。評価点が同点の場合は、委員長が、選定委員会で協議の上決定する。

なお、審査会の日程変更、審査方法の変更等を行う場合がある。

(3) 提案者が1者又はない場合の取扱い

提案者が1者のみの場合も審査を行い、各委員の評価点総計の平均が満点の6割以上を獲得し、業務を適切に実施できると判断される場合は、受託予定者として選定する。提案者がいない場合は、速やかに取扱いについて協議し、県環境生活部共同参画社会推進課ホームページで公表する。

(4) 審査基準

審査基準は次のとおりとする。

- イ 企画提案内容が具体的であること。
- ロ 業務を実施することによる効果が期待されること。
- ハ 業務を適正かつ確実に実施する運営能力を有していること。
- ニ 業務の積算が妥当で提案内容と整合性がとれていること。
- ホ 評価点は、次の審査項目及び配点（総計100点）により行うものとする。

No.	審査項目	審査基準	配点
1	提案コンセプト	業務の目的達成に向けた効果的な提案となっているか。	10
2	サイト構成	サイト内回遊を促進するとともに、NPO団体情報やマッチングページへ効果的に誘導する構成・デザインとなっているか。	10
3	ユーザビリティ、アクセシビリティ	利用者、サイト管理者が使いやすいものとなっているか。また、視覚や聴覚に障害のある人、高齢者などを含めた全ての人が、ウェブサイト上で提供される情報にアクセスしやすいものとなっているか。	15
4	情報発信・マッチング・検索機能	利用者の希望に応じた情報発信や、マッチングにつなげるための効果的な内容となっているか。また、検索機能について、名称・地域・活動分野・キーワードなど様々な条件から検索することが可能となっているか。	25
5	アクセス分析	サイト内の来訪者数や閲覧、デバイスなど、適切なアクセス分析が可能となっているか。	10
6	サイトの運営・管理、セキュリティ、必要経費	サイトの運営や管理が行いやすい内容となっており、セキュリティ対策は適切か。また、適切な必要経費の提案となっているか。	10
7	スケジュール及び実施体制	適切な業務スケジュールが示されているか。また、業務実施に当たり、適切な人員・体制が確保されているか。	10
8	その他	その他、特に優れた点はあるか。 独自提案事業は効果的な提案となっているか。	10
	計		100

へ 順位点は、次のとおりとする。

1位：2点 2位：1点 3位以下：0点

(5) 一次審査（書面審査）

イ 実施日：令和6年10月15日（火）

ロ 審査方法

応募のあった企画提案書について、(4) 審査基準に基づき審査し、上位3者程度を選定する。採点評価・順位付けは(2)に規定する方法に準ずる。

ハ 一次審査結果の通知

全ての応募者に対し、令和6年10月18日（金）に選定結果を通知する。また、一次審査選定者に対してはプレゼンテーション審査日程を併せて通知する。

なお、一次審査を実施しなかった場合は、全ての応募者に対しプレゼンテーション審査日程を通知する。

(6) プレゼンテーション審査

イ 実施日：令和6年10月22日（火）（予定）

※ 時間、場所については、おって個別に通知する。

ロ 審査方法

(イ) 参加者は、応募者1者につき3名以内とする。

(ロ) 応募者1者当たりの持ち時間は35分（説明20分、質疑応答15分）とし、応募者ごとに個別に行うものとする。

(ハ) プレゼンテーション審査に参加しない応募者の提案は、無効とする。

(ニ) プレゼンテーションは企画提案書を基に行うこととし、必要に応じてパソコンやプロジェクターを使用して説明を行うことができる。パソコン及びプロジェクターは各1台ずつ県が準備する。

ハ プレゼンテーション審査結果の通知

審査終了後は、プレゼンテーション審査に参加した全ての応募者に審査結果を速やかに書面にて通知することとし、選定結果については、後日、県環境生活部共同参画社会推進課ホームページにて公表する。

(7) その他

審査（選定）内容に関する質問には応じられない。

6 契約の締結

原則として、選定委員会で選定された受託予定者に本業務を委託することとする。県は、選定した受託予定者と別途見積合わせを実施し、契約金額を確定した後に業務委託契約を締結するものとする。

なお、選定された者が業務委託契約を辞退した場合にあっては、企画提案の審査で次点の評価を受けた者を受託予定者とする。また、委託業務の実施に関して、受託予定者の企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、県と受託予定者で協議の上、決定するものとし、協議が整わなかった場合は企画提案の審査で次点の評価を受けた者を受託予定者とする。

7 留意事項

(1) 企画提案に当たっては、関係法令を遵守すること。

(2) 企画提案に要する費用は、すべて企画提案者の負担とする。

(3) 業務により得られた成果は、全て県に帰属するものとする。

(4) 企画提案方式を公正に執行することが困難であると認めるときは、本方式による実施を延期または取りやめる場合がある。

(5) 提出された企画提案書等は、行政文書となるため、情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号）による開示請求があった場合、個人情報や企業情報等の非開示情報を除いて開示する。